

図表 3-(2)-⑥ 重大事態の発生報告など法等に基づく措置に係る規定内容（公立学校の場合）

措置内容		措置の位置付け	規定内容
重大事態の発生報告	学校から教委への報告	確実に講じなければならない	地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。(法第 30 条第 1 項)
		適切な対応をとることが望ましい	学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。(国の基本方針)
	教委から教育委員会会議への報告	適切な対応をとることが望ましい	公立学校から不登校重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は教育委員会会議を招集する。(不登校調査指針) ※ 文部科学省は、生命心身財産重大事態についても同様の対応をとるべきと考えている。
	教委から地方公共団体の長への報告	確実に講じなければならない	地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。(法第 30 条第 1 項)
調査報告書の作成		適切な対応をとることが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> 報告書のとりまとめ（自殺調査指針） 調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載の情報等を整理し、さらに、いかなる事実を認定できるかを検討し、それらを書面として取りまとめる。(不登校調査指針)
重大事態の調査結果の報告	教委から教育委員会会議への報告	適切な対応をとることが望ましい	重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対処方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること（法第 29 条から第 32 条まで）。その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。(重大事態調査ガイドライン)
	教委から地方公共団体の長への報告	確実に講じなければならない	前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。(法第 30 条第 2 項)
教委又は学校からいじめを受けた児童等及びその保護者への情報提供	確実に講じなければならない		学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。(法第 28 条第 2 項)

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。